

**青森市子ども・若者の居場所づくり支援モデル事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務の目的

本業務は、ひとり親家庭等、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学生を対象に本市が実施している「子どもの居場所づくり・学習応援事業」（以下「既存事業」という。）の対象範囲からこぼれる子ども・若者においても、心身の状況や家庭環境に関わらず、安心・安全な居場所が提供され、様々な学びや多様な体験活動を通じ、社会で生き抜く力が培われる「こどもまんなか」の新たな居場所づくりを本市とNPO法人等が連携してモデル的に実施することにより、子ども・若者の自己肯定感や自己有用感を高めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

青森市子ども・若者の居場所づくり支援モデル事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「青森市子ども・若者の居場所づくり支援モデル事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

令和6年9月2日（月）から令和7年3月31日（月）まで

(4) 提案上限額

2,787,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

(5) 問い合わせ及び書類提出先

青森市福祉部子育て支援課子育て家庭支援チーム

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号 青森市役所駅前庁舎2階

TEL：017-734-5334 FAX：017-722-5678

メールアドレス：kosodate-shien@city.aomori.aomori.jp

※問い合わせ、書類提出等に当たっての注意事項

土曜日及び日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。

3 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たし、青森市内に事業所又は営業所等を有し、子どもの居場所に関する活動を行っているNPO法人等の民間団体（以下「NPO等」という。）又はそのグループであって、契約期間において確実に業務を遂行する能力を有する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 参加申込書の提出期限から受託者確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成 17 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (3) 参加申込書提出の日において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
 - (4) 電子交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
 - (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - (6) 青森市暴力団排除条例（平成 23 年青森市条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
 - (7) 国又は地方公共団体から、過去数年の間に子どもの居場所の運營業務を受託した実績を有すること。
- ※1 単独で申請した NPO 等はグループ申請の構成員となることはできない。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできない。
- ※2 グループでの応募の場合は、構成団体の代表 NPO 等が青森市内に事業所又は営業所を有しており、構成団体の全ての NPO 等が、上記各号に掲げる全ての要件を満たしていること。

4 主なスケジュール

No.	内容	日程
1	実施要領等公表	令和 6 年 7 月 1 日(月)
2	質問の受付	令和 6 年 7 月 1 日(月)から 令和 6 年 7 月 8 日(月)午後 5 時まで (必着)
3	参加申込書の提出期限	令和 6 年 7 月 12 日(金)午後 5 時まで (必着)
4	質問に対する回答	令和 6 年 7 月 16 日(火)
5	企画提案書等の提出期限	令和 6 年 7 月 22 日(月)午後 5 時まで (必着)
6	審査	令和 6 年 8 月中旬
7	選定結果通知	令和 6 年 8 月下旬

5 実施要領及び仕様書の配付について

青森市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.aomori.aomori.jp/jigyosya.html>

6 公募型プロポーザル参加等に関する質問の受付

- (1) 受付期限 令和6年7月8日(月)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法
 - ① 公募型プロポーザル質問書(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。
 - ② 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。
kosodate-shien@city.aomori.aomori.jp(青森市福祉部子育て支援課)
 - ③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
- (3) 回答方法
 - ① 質問に対する回答は、令和6年7月16日(火)までに参加申込者全員に対して、全項目の回答を電子メールにて送信する。
 - ② ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 公募型プロポーザルへの参加申込

- (1) 提出書類
 - ① 公募型プロポーザル参加申込書(様式第2号) 1部
 - ② NPO等の概要がわかる資料(団体の紹介資料等) 1部
 - ③ 公募型プロポーザルグループ結成届(様式第3号) 1部
※グループの場合のみ
- (2) 提出期限 令和6年7月12日(金)午後5時まで(必着)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(送付記録が残る方法で郵送すること)
- (4) 提出先 2の(5)の「問い合わせ及び書類提出先」

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書7部(正本1部、副本6部)
 - イ 任意様式とし、A4判、横書き、片面カラー印刷、左綴りで製本すること。
 - ロ 正本にのみ事業者名を記載して押印し、副本には企画提案者が推測されないよう、業者名やロゴマーク等を使用しないこと。
 - ② 公募型プロポーザル応募申込書(様式第4号) 1部
 - ③ 公募型プロポーザル誓約書(様式第5号) 1部
 - ④ 公募型プロポーザル業務実績調書(様式第6号) 1部
 - イ 過去数年間に、国又は地方公共団体の間で契約・履行した主な子どもの居場所の運営実績について記載すること。
 - ロ 記載した契約に関する契約書及び仕様書の写しを添付すること。
 - ⑤ 業務実施体制(任意様式) 1部
 - ⑥ 見積書(任意様式、押印すること) 1部
※見積書の内訳については業務内容別に可能な限り詳細に記載すること。
 - ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書(発行日から3か月以内のもの) 1部
 - ⑧ 青森市内に事業所又は営業所等がある場合には、青森市税に未納の税額がないことの証明書(発行日から3か月以内のもの) 1部

- (2) 提出期限 令和6年7月22日(月)午後5時まで(必着)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(送付記録が残る方法で郵送すること)
- (4) 提出先 2の(5)の「問い合わせ及び書類提出先」

9 公募型プロポーザル参加辞退について

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書(様式第2号)の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、公募型プロポーザル参加辞退届(様式第7号)を提出しなければならない。
- (2) 提出期限 令和6年7月22日(月)午後5時(必着)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(送付記録が残る方法で郵送すること)
- (4) 提出先 2の(5)の「問い合わせ及び書類提出先」
- (5) 参加辞退届の提出があった場合も、既に提出された一切の書類は返却しない。

10 受託候補者の選定

- (1) 審査委員会の設置

受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、「青森市こども・若者の居場所づくり支援モデル事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

- (2) 審査方法

受託候補者の選定に当たっては、審査委員会が企画提案内容、業務実績等を総合的に判断し決定する。

- (3) 選定基準

選定基準については、別紙1「選定基準」のとおり。

- (4) 選定結果

- ① 選定結果については、選定審査終了後、自己の結果のみを参加者に書面で通知する。
- ② 審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

- (5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた参加資格要件を満たしていない場合
- ② 仕様と合致していない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 提出書類に不足があった場合
- ⑤ 実施要領等で示された、提出期限、提出方法、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ⑥ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑦ 見積額が市の提示する業務に係る提案上限額を上回る場合
- ⑧ その他、不正な行為があった場合

11 契約事項

- (1) 受託候補者と企画提案書等について協議(協議の内容によっては提案内容の一部を変更することができる)の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法によって委託契約を締結するものとする。ただし、当該協議が不調のときは、「10の(2)」による順位が高い者から順に契約締結の協議を行う。

- (2) 不可抗力その他やむを得ない事由により、業務の全部又は一部の遂行が困難となったときは、協議の上、契約を解除又は一部変更を行い、委託費を変更することができるものとする。
- (3) 本業務による成果品の著作権等は原則的に青森市に帰属するものとし、青森市は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

12 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成・提出、委託契約の市との協議に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画の提案は、1者又は1グループにつき1提案までとする。
- (3) 提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提案内容については、見積金額以内で全て実施できることを確約したものとみなす。
- (6) 提案者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、その場合、配点合計の6割以上の得点となった場合に限り、候補者として選定する。
- (7) 提出された企画提案書その他本件プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、情報公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。